

令和8年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年5月25日(月) 午後2時
 召集場所 清須市役所本館3階 306・307会議室
 開 会 令和8年5月25日(月) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1.伊藤 正敏	○	2.酒井 温司	○	3.丹羽 保宏	○	4.横井 満之	○
5.中野 浩光	×	6.三宅 正恭	○	7.石塚 晴郎	○	8.岩田 房喜	○
9.鈴木 正	○	10.後藤 善一	○	11.星野 清明	○	12.水野 格廉	○
13.小島 慶久	○	14.木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15.鈴木 朝明(北部)	○	16.渡邊 由美子(西部)	○	17.堀田 啓(南部)	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 高味 俊夫
 主 事 宮下 彩乃
 主 事 光田 真聖

議事日程

1 提出案件

提出案件

(1) 議決案件

議案第3号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 1件
 議案第4号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …… 2件
 (一括契約)
 議案第5号 令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価

(2) 報告案件

(3) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知 …… 1件
 (4) 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 2件
 (5) 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 10件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

本日もお日柄よく、木々をわたる風にも、そこはかたなく初夏の気配を感じられるころとなりました。委員のみなさまには、熱中症等の体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和8年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は中野委員が欠席となりますが13名出席で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は13番 小島 慶久（こじま よしひさ）委員 14番 木村 実勇喜（きむら みゆき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第3号】農地法第5条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

申請番号 R8-2 について、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、名古屋市に本社があり平成3年に設立した、塗装業者です。取引先の運送車両が本社に出入りしており、受注増加に伴い頻度が増加しています。そのため、令和3年に、トラックの待機用駐車場を確保しましたが、従業員数も増えたことにより、従業員用の駐車場へ変更する必要があり、待機用駐車場の確保が急務となりました。

周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、本社からも近く、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。北側が既

存の駐車場です。

2枚目の土地利用計画図等をご覧ください。今回は3筆での駐車場利用となりますが、内1筆は農地ではないため2筆のみ申請されております。合計6台分の駐車場です。申請地はアスファルト舗装をし、雨水は西側の側溝へ流します。南側から乗入れし、乗入れ口は側溝の入れ替えをし、蓋かけをしますが、水の流れは損なわないようにするとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

横井委員 この案件の地元は横井委員になりますが、
南側角の鉄道用地も整備するということで良いですか。

事務局 おっしゃる通りで、全て合わせてやるということです。

横井委員 わかりました。問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」といたします。

続きまして、【議案第4号】農用地利用集積等促進計画策定の要請について2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案書2ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号R8-3についてです。

こちらは、清須市が地権者と耕作者の賃貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になりますが、

星野委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

伊藤委員 これは市が調整したものか、農協が調整したものか、どちらでしょうか。

事務局 今回は既にいくつか借りておられる方が受人となっております。近くで借りている場所もあるため、渡人と話し合いを進めており、話がまとまったとのことで、市から必要書類などを提供しております。

伊藤委員 借人が調整して、最終的には市からの支援により申請されたということですね。

事務局 その通りです。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R8-4 についてです。

こちらは、清須市が地権者と耕作者の賃貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になります。

後藤委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第5号】令和7年度最適化活動の目標及び目標に対

する点検・評価を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 本日、机上でお配りしたA4縦、1枚ものをご覧ください。

農林水産省経営局長通知に基づき、令和7年度の清須市農業委員会の農地利用の最適化の推進状況、その他事務の実施状況について、資料のとおり本委員会の結果をまとめましたのでご報告します。

資料、上段の「1 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」をご覧ください。事務局が数値の算出しましたところ、前年度末、6年度末の集積率が19.7%、令和7年度の目標が23.2%、実績が集積面積49ha、集積率21.2%となっています。

その横、「(2) 遊休農地の解消等」をご覧ください。緑区分解消面積目標0.9ha、緑区分解消面積0.6ha、黄色区分解消工程表は策定しませんでした。

令和7年度の目標新規発生解消面積は0.5ha、令和7年度の農地パトロール後に改善の確認は令和8年度に実施することから新規発生解消面積は、0となります。

新規参入の促進については、目標面積を0.1haとしましたが、実績はありませんでした。

続いて、中段、「2 最適化活動の活動目標」について、毎月皆様からご報告いただいた内容にて作成しております。

最適化活動を行う委員は、13名、農地利用最適化推進委員の人数は3名、月当たりの目標日数は7日、実績は5日となっております。

「(2) 活動強化月間」は、目標・実績ともに農地パトロール、その後の農地利用意向調査、12月以降の意向調査に基づく集積活動となります。

「(3) 新規参入相談会」は1回を目標としましたが、新規参入相談会は実施しませんでした。

下段「3点検・評価結果」については、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が2名、その他の委員はやや下回る結果としています。

委員の皆様におかれましては、引き続き、月7日の最適化活動目標の達成にご尽力いただきますようお願いし、事務局からの説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、何か質問はありますか。

特段問題無いようですので次に進みます、

続きまして、【報告第3号】農地法第18条第6項の規定による通知1

件及び【報告第4号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件
【報告第5号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出10件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知1件を説明します。

申請番号 R8-1、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第18条の規定による通知がされたものです。

担当は星野委員です。

星野委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書4ページをご覧ください。

報告第4号農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件を説明します。

申請番号 R8-3 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅の建築です。こちら宮田用水が該当しております。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-4 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は賃貸倉庫付き事務所新築建築です。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書5ページをご覧ください。報告第5号農地法第5条第1項第6号の規定による届出10件を説明します。

申請番号 R8-5 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は遊技場建設用地の一部です。こちら始末書が添付されております。担当是三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-6 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当是三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-7 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-8 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は寄宿舍建築です。こちら宮田用水が該当しております。担当は中野委員ですが問題ない旨の報告をいただいております。

続きまして議案書 6 ページをご覧ください。

申請番号 R8-9 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は事務所・倉庫建築です。始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-10 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は ATM ブース建築です。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-11 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-12 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 7 ページをご覧ください。

申請番号 R8-14 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-15 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 報告案件は以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回開催について確認します。

令和 8 年 6 月 25 日、木曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 4 階 403 大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和 8 年度第 2 回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 3 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____